

○松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月26日

条例第59号

改正 平成30年3月23日条例第8号

令和3年3月25日条例第8号

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条―第34条の2）

第3章 雑則（第34条の3・第35条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び介護保険法（平成9年法律第123号）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行

う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第4条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームを立地するに当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

第5条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 第24条第1項の生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該軽費老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 軽費老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該軽費老人ホームにおいて当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第10条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第11条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物について、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) 調理室

(8) 面談室

(9) 洗濯室又は洗濯場

(10) 宿直室

(11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル以上（エの設備の面積を除いた有効面積にあっては、14.85平方メートル以上）とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じ、介護を必要とする

者が入浴することができるようにするための設備を設けること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、おおむね10の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル以上（エの設備の面積を除いた有効面積にあっては、13.2平方メートル以上）とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

（職員の配置の基準）

第12条 軽費老人ホームに配置する職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下の場合又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては第6号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員

ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）第216条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。），指定介護予防特定施設入居者生活介護（松山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この号において同じ。）で、1以上

イ 一般入所者の数が30を超え80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えた数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。

3 指定特定施設入居者生活介護，指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。

4 入所者の身体機能の状況，併設する社会福祉施設等との連携，介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場

合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときにあつては、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、第1項第3号の介護職員のうち1人を置かないことができる。

5 前2項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。

6 入所定員が60人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第5号の事務員を置かないことができる。

7 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第1項第6号の調理員その他の職員を置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者

(2) 診療所 その他の従業者

8 前各項に定めるもののほか、軽費老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。

（入所申込者に対する説明等）

第13条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

（対象者）

第14条 軽費老人ホームの入所者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものであること。

(2) 60歳以上の者であること。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者とともに入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第15条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業を行う者又は介護保険施設に対する情報の提供及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第17条 軽費老人ホームは、利用料として、規則で定める費用の額の支払を入所者から受けることができる。

2 軽費老人ホームは、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(サービス提供の方針)

第18条 軽費老人ホームは、入所者が安心して生き生きと明るく生活することができるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項

について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（食事）

第19条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

（生活相談等）

第20条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、入浴の機会を2日に1回以上提供する等の適切な方法により、入

所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜入所者のレクリエーションのための行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第21条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第22条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の健康の保持に努めなければならない。

(施設長の業務)

第23条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の当該軽費老人ホームの管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の業務)

第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携を図ること。

(2) 第32条第2項の苦情の内容等並びに第34条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員は、同項に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るため、継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第26条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第27条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（協力医療機関等）

第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医

療機関を定めておかなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第30条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(苦情への対応)

第32条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

- 4 軽費老人ホームは、市から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市に報告しなければならない。

- 5 軽費老人ホームは、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条の3 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又

は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（規則への委任）

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（軽費老人ホームB型の特例）

- 2 軽費老人ホームB型（平成20年6月1日前から存する軽費老人ホーム（同日以後増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第2号に規定する軽費老人ホームB型として同条の指定を受けているものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章（第6条第2項、第11条、第12条、第17条、第19条及び第24条を除く。）に定めるもののほか、次項から付則第18項までに定めるところによる。

（軽費老人ホームB型に係る基本方針）

- 3 軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下が認められる者（自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活することについて不安があると認められる者を入所させ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- 4 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサ

サービスの提供を行うよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームB型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

6 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(軽費老人ホームB型の規模)

7 軽費老人ホームB型は、50人以上(他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、20人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)

8 軽費老人ホームB型の建物(入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

9 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームB型の建物について、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災時における入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

10 軽費老人ホームB型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該軽費老人ホームB型の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 浴室

(4) 便所

(5) 面談室

(6) 洗濯室又は洗濯場

(7) 管理人居室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

11 前項第1号、第3号及び第7号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、16.5平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、24.8平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 管理人居室 宿直を置く軽費老人ホームB型にあつては、宿直室をもってこれに代えることができる。

(軽費老人ホームB型の職員の配置の基準)

1 2 軽費老人ホームB型に次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長 1

(2) 当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた
相当数

(3) 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員 当該
軽費老人ホームB型の実情に応じた相当数

1 3 前項に定めるもののほか、軽費老人ホームB型の職員の配置の基準は、規則で定める。

(軽費老人ホームB型の利用料の受領)

1 4 軽費老人ホームB型は、利用料として、規則で定める費用の額の支払を入所者から受けることができる。

1 5 軽費老人ホームB型は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(軽費老人ホームB型における自炊の支援等)

1 6 軽費老人ホームB型は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。

1 7 軽費老人ホームB型は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。

(読替え)

- 18 軽費老人ホームB型についての第23条第2項の規定の適用については、同項中「第13条から前条まで及び次条から第34条の2まで」とあるのは、「第13条から第16条まで、第18条及び第20条から第22条まで及び第25条から第34条の2まで並びに付則第14項から第17項まで」とする。

(松山市軽費老人ホーム条例の一部改正)

- 19 松山市軽費老人ホーム条例(昭和54年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付則(平成30年3月23日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付則(令和3年3月25日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第4条第3項及び第40条の2(新指定居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第180条の3、第187条、第203条、第236条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合並びに第247条第1項において読み替えて適用される場合を含む。)、第2条の規定による改正後の松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第4条第3項及び第55条の10の2(新指定介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条、第164条の3、第171条、第181条、第217条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合並びに第234条第1項において読み替えて適用される場合を含む。)、

第3条の規定による改正後の松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の2，第60条の20の3，第81条，第109条，第129条，第150条，第180条，第192条及び第205条において準用する場合を含む。），第4条の規定による改正後の松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第38条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第5条の規定による改正後の松山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第4条第4項，第41条の2及び第45条第3項，第6条の規定による改正後の松山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項，第40条の2及び第44条第3項，第7条の規定による改正後の松山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第4項，第39条の2及び第43条第3項，第8条の規定による改正後の松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第30条の2，第9条の規定による改正後の松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項，第32条の2及び第34条第3項，第10条の規定による改正後の松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項，第34条の2及び付則第6項，第11条の規定による改正後の松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。），第12条の規定による改正後の松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新指定介護予防

支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)並びに第14条の規定による改正後の松山市介護医療院の人員,施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第2条第4項,第40条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし,新指定居宅サービス等基準条例第30条(新指定居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。),第57条(新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。),第77条,第87条,第96条,第107条(新指定居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。),第143条,第164条(新指定居宅サービス等基準条例第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。),第177条,第200条,第212条,第231条,第244条及び第256条(新指定居宅サービス等基準条例第264条及び第275条において準用する場合を含む。),新指定介護予防サービス等基準条例第55条(新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。),第73条,第83条,第92条,第121条,第139条(新指定介護予防サービス等基準条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。),第156条,第178条,第193条,第212条,第231条及び第242条(新指定介護予防サービス等基準条例第253条及び第262条において準用する場合を含む。),新指定地域密着型サービス基準条例第32条,第56条,第60条の12(新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。),第60条の34,第74条,第101条(新指定地域密着型サービス基準条例第205条において準用する場合を含む。),第123条,第146条,第170条及び第189条,新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条,第58条及び第81条,新指定介護老人福祉施設基準条例第29条及び第51条,新介護老人保健施設基準条例第29条及び第50条,新指定介護療養型医療施設基準条例第28条及び第51条,新養護老人ホーム基準条例第8条,新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条,新軽費老人ホーム基準条例第8条,新指定居宅介護支援等基準条例第21条(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。),新指定介護予防支援等基準条例第20条(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については,

これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第32条の2（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第180条の3、第187条、第203条、第236条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合並びに第247条第1項において読み替えて適用される場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第55条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条、第164条の3、第171条、第181条、第217条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合並びに第234条第1項において読み替えて適用される場合を含む。）、新指定地域密着型サービス基準条例第33条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第81条、第109条、第129条、第150条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条の2、新介護老人保健施設基準条例第30条の2、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第24条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第57条の2第3項（新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第146条、第168条、第180条の3、第187条及び第203条において準用する場合を含む。）、第178条第4項、第213条第4項及び第232条第4項、新指定介護予防サービス等基準条例第55の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第121条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第143条、第164条の3、第171条及び第181条において準用する場合を含む。）、第157条第4項、第194条第4項及び第213条第4項、新指定地域密着型サービス基準条例第60条の13第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第81条、第109条及び第205条において準用する場合並びに第60条の38において読み替えて適用される場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第171条第3項及び第190条第4項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第51条第4項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条第3項及び第52条第4項、新養護老人ホーム基準条例第24条第3項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第3項及び第41条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項並びに新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。